

ご利用条件

プラススタイルでは現在、就労を希望する18歳以上65歳未満の精神障害・発達障害・知的障害などのある方がご利用されています。

■精神障害

- ・統合失調症 ・うつ病 ・双極性障害 ・不安障害 ・適応障害 など

■発達障害

- ・注意欠陥多動性障害（ADHD） ・学習障害（LD） ・自閉症スペクトラム障害
- ・広汎性発達障害 など

■知的障害

- ・知的障害 など

※精神障害・発達障害の方に関しましては、障害者手帳をお持ちでない場合でも医師の診断書があればご利用可能です。

■ご利用料金について

「現在ご利用中の方の約95%は自己負担0円で通所されています。」

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯(注1)	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割16万円(注2)未満) ※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム・ケアホーム利用者を除きます(注3)。	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

※ご利用料金は厚生労働省の障害福祉サービスの「障害者の利用負担」に基づいています。

(注1) 3人世帯で障害者基礎年金1旧受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

(注2) 収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。

(注3) 入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム・ケアホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

※詳しくはお住いの市区町村に必ずお問い合わせください。